HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ブレトン・ウッズ協定の批准と過度期の「国際協力」:「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察(2)-2
Author(s)	本間, 雅美
Citation	經濟學研究, 39(3), 90-115
Issue Date	1989-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31836
Type	bulletin (article)
File Information	39(3)_P90-115.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 39-3
北海道大学 1989. 12

ブレトン・ウッズ協定の批准と過渡期の「国際協力」

——「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察(2)—2——

本 間 雅 美

前号までの目次

問題の所在
I ブレトン・ウッズ協定批准の基本方向
II ブレトン・ウッズ協定批准をめぐる二つの途
——ホワイト・ウィリアムズ論争の本質——
(本誌第39巻第2号)

III ブレトン・ウッズ協定修正論争の対立的構図と展開

ブレトン・ウッズ批准論争は,「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の妥協の見込みのない対立のゆえに,ブレトン・ウッズ協定修正問題を中心論点として急浮上させることになった。ウィリアムズのIMF 採用の延期, IBRD の通貨安定ローン機能の強化という修正ラインをさらに一歩進めた勧告——「基金」を廃止し,「基金」の機能である通貨安定ローンをなす権限を「銀行」に与えるという,いわゆる「実際的な国際金融組織案」——が米国金融界から提案されたために,IMF を廃止すべきか否かの進路の選択を米国政府は迫られることになった[84]。このような状況下で,米国政府はブレトン・ウッズ法案の早期成立を図るべくブレトン・ウッズ協定の超党派的性格を維持することに努めた。すなわち,議会の選択するどんな方法をも取り入れることが,米国政府,議会において合意されたのである[85]。これには,ブレトン・ウッズ協定に対する米国議会の態度が,戦後の「国際協力」についてのアメリカの誠実さの指針として世界中から見守られていたという事情が左右していたことは,いうまでもあるまい[86]。こうして,米国政府は内外の圧力を配慮して,ブレトン・ウッズ協定修正の途を探ることに直面したのである。

さて,ブレトン・ウッズ協定修正の最大の論戦は,これまでの展開から明らかなように,IMF の廃止をめぐって争われることになった[87]。そして,これは IMF を廃止し,これを IBRD に統合することによって,「銀行」の機能の強化を図るべきであるとする ABA, IMF はそれがうまく機能するまで延期されるべきであるとするニューヨーク銀行協会 (NYSBA),これらの IMF 反対論に対して,あくまで IMF の為替安定と為替制限の早期撤廃のメリットを訴えることに終始した財務省,という対立的構図を鮮やかに浮かび上がらせることになったのである。

1) ABA の IMF 廃止論

世界復旧の本質的ステップは対英援助プランであり,世界の通貨安定のための主要な基盤は,合衆国ドルの金に対する堅固な安定であるという点で共通認識に達していた ABA は,IMF は有害無益であるとする米国金融界の総意を代表して,最も強固な IMF 反対論を展開

84) A. V. Dormael, *op. cit.*, p. 247.
85) *Ibid.*, p. 243.
86) *Nation*, March 31, 1945, p. 348; *FT*, January 15, 1945, p. 2.
87) H. J. Bitterman, *op. cit.*, pp. 83-84.

した。それは，ウィリアムズのブレトン・ウッズ協定修正の考えを極限にまで押し進めたとでもいいうるような「実際的な国際金融組織案」に他ならなかった[88]。すなわち，IMF を廃止し，その本質的機能を IBRD に移し，もって単一の国際機関に統合することを主たる柱とする代替策であった。ABA の IMF 廃止論の論拠を整理して示せば，次の通りである。

(1)「銀行」と「基金」が別々にローンを行えば，両機関の政策調整が有効かつ秩序ある方法でなされないために，重複や混乱に見舞われる危険がある。(2)「基金」のクレジット供与は，自動的であり，銀行界の健全なクレジット原則に反する。(3) IMF は通貨価値の変更や為替管理の維持を認めているため，米国銀行界がこれまで受け容れてきた通貨安定の基準をはるかに超えている。(4)一方，「銀行」は生産的ローンを行う以外に，拒否権ももっているので，「満足出来る原則と手続」を体現している。以上，ABA の狙いが IMF のデメリットと IBRD のメリットを比較考量し，ブレトン・ウッズの弱点である IMF を切り捨てることによって，ブレトン・ウッズ機関の一元化を図り，もって「アメリカの支配機関」にしようと意図していたことは，明白であった[89]。要するに，ABA の IMF 廃止論の核心部分は，IMF が債務国に貨幣を貸付けるための「融資機関」[90]，「一方的クレジット構造」を有する「融資基金」[91] となるばかりでなく，それが加盟国の通貨主権に干渉し，自国経済活動を統制・管理する「スーパー・バンク」[92] になるのではないかと危惧した点にあったのである。シカゴ・ファースト・ナショナル銀行頭取，E. E. ブラウン (Edward Eagle Brown) の言葉を借りていえば，IMF 排除の最大の理由は，IMF が純粋に通貨安定という目的のためには余りにも大きすぎるために，「通貨安定基金ではない」[93]，という点にあったのである。みられるように，IMF は現行のままでは金融界，議会から承認される見込みはほとんどなかったのである。

では，IMF の生き残る可能性は全くなかったであろうか。否である。それはホワイトが「基金はより小さくなるべきである」[94] と語った言葉のなかにあった。一言でいえば，IMF の「国際通貨基金」から「為替安定基金」への縮小に他ならない。ブレトン・ウッズ協定修正論争は IMF の「小さな基金」[95] への縮小の途でもあったのである。では，ABA は IMF 廃止のメリットをどのように考えたのであろうか。それは，得るよりも失う公算の方が非常に大きい IMF を廃止することにより，(1)ブレトン・ウッズのコストを削減し，(2)単一の機関としての効率を高め，(3)合衆国のブレトン・ウッズに対する支配力を強め，(4)金本位制を放棄する，という印象を与えることができるというようにまとめることができるであろう。

第1に，IMF 廃止の直接的効果は，ブレトン・ウッズへの出資額179億ドルを「銀行」の91億ドルに削減することにあった。これによりアメリカの拠出額は59億2,500万ドルから31億7,500万ドルに引き下げられる。これはまた，金出資をほとんど排除することにもなる。「銀行」の1億8,200万ドルのうち米国は6,350万ドルの金を要求されるにすぎない。また，「銀行」は自己債券の売却やローン保証により金融

88) *CFC*, 161, March 22, 1945, p. 1267; *FT*, February 2, 1945, p. 2, and February 5, 1945, pp. 1, 2.

89) *Ibid.*; Nation, February 17, 1945, p. 171; *The Economist*, February 10, p. 187. これは，ABAが指導的銀行家，ウォール・ストリートの代表者，および政府高官を含む「新しい政府委員会」の設立を唱えたことから明らかである (*FT*, February 2, 1945, p. 1)。

90) *CR*, 1945, A842; *The Economist*, March 17, 1945, p. 349.

91) *CFC*, 159, May 18, 1944, p. 2040; *CR*, A521.

92) *CFC*, 159, May 25, 1944, pp. 2137, 2155; *CR*, A 1145, 424–425.

93) *CFC*, 161, March 29, 1945, pp. 1369. 1399; *House Hearings*, pp. 183–215.

94) *CFC*, 159, June 15, 1944, p. 2499.

95) *CFC*, 161, April 12, 1945, pp. 1598, 1622–1625.

をすることになっているので，IMF と異なり直ちに巨額の資本拠出を請求されないという間接的利益もある。これは，半分のコストでブレトン・ウッズの目的を達成しうると同時に，米の無限責任をも保護しうるという点の強調である。

第2の重要な利点は，上と関連していることではあるが，IMF を金出資や金を裏付けとして為替相場を固定する「金本位制への復帰」とみるイギリスの激烈な批判を一掃するのに役立つことであった。

第3に，ブレトン・ウッズの「総合利点」は，拒否権のある IBRD だけの採用によりローンの非政治性を保障し，リスクを最小にして，米国の「国益」を最大にすることであった。また，反対目的で「銀行」と「基金」が運営されるという危険を取り除き，マネジメントの効率を高めるだろう。

最後に，IMF 排除の「とるに足らない」効果は，ブレトン・ウッズのアメリカの投票権を31.4%に高め，大英帝国のそれを24.8%に減らすという点にあった[96]。これらの着想が，過渡期という「無秩序な世界」の現実には「米国の機関」による直接ローンの見返りに米国に有利な為替・貿易条件を課す方式が優先されるべきであるとする米国金融界の意向に即したものであったことは，いうまでもあるまい。

では，IMF 廃止に固執した ABA のブレトン・ウッズ協定修正の究極の狙いは何であったのであろうか。これまでの言論から明らかなように，それは，IMF が国際金融に「政府コントロール」を拡大し，「拡張主義メカニズム」を供与するのではないかという危惧にあったことは確かである[97]。これは，ABA 案がイギリスにおいては，一面ブレトン・ウッズの IBRD のアイデアよりも前進していると評価されながらも，結局は「粗野な個人主義」と「自助の美徳」を誇張すると同時に，「アメリカの支配」の拡大を図った策略であるばかりではなく，ブレトン・ウッズの「拡張主義」からの離脱以外の何物でもない，したがって英国政府の完全雇用政策，反デフレ政策からの背離であるとして強く非難されたことから窺えよう[98]。このように，IMF は米国銀行界にとってはケインズの「国際清算同盟案」を思い浮かばせる程大きなものに他ならなかったのである。ABA がブレトン・ウッズからケインズ案の痕跡を完全に払拭することを狙ったのは，当然であったといえよう。

2) NYSBA の IMF 延期案

NYSBA は，ABA の IMF 廃止と異なり，「基金」の設立延期を表明した。経済の安定は「国際通貨」の安定に優先するという「キー・カレンシー・アプローチ」の IMF 批判の基本線を受け継いで，NYSBA は，IMF はその編成と機能の変更が完全に考慮に入れられるまでは採用されるべきではないと主張したことによって，ABA の IMF 廃止論の対極の地位に付くことになった。NYSBA の IMF 延期論の骨子は，世界経済の再建に根本的な条件が回復する前に IMF が設立された場合には，(1)為替コントロールを永続化し，(2) IMF の資金の不健全な使用に導き，(3)「基金」のドル供給を稀少にし，(4)為替レートの変更を許すことなどによって，IMF の目的である為替の安定と秩序ある自由な為替取引を達成することができな

96) *NYT*, February 5, 1945, pp. 1, 21, February 15, 1945, p. 27; *FT*, February 6, 1945, p. 3; *Nation*, February 10, 1945, p. 149; *Banking*, May 1945, pp. 35, 116; *CFC*, 160, October 12, 1944, p. 1617.

97) *CR*, 1945, A427.

98) *The Economist*, February 10, 1945, p. 187; *NYT*, February 7, 1945, p. 9; *FT*, February 6, 1945, p. 2, and February 7, 1945, p. 2. ブレトン・ウッズの「アメリカの機関」化に反対した英国が，ブレトン・ウッズ会議と同様，ブレトン・ウッズの所在地は「設立される他の国際機関の所在地に関係なく考慮されるべきではない」(*FT*, February 27, 1945, p. 3) と表明したのであるが，この対立が1946年3月のサバンナ会議まで先送りされたことはいうまでもない。

い，というものであった[99]。このように，世界各国の経済安定と「国際通貨」の安定が確立されるまでは，「多角的な為替安定プラン」は延期されるべきであるとする構想は，明らかにウィリアムズの IMF 延期論と同じ流れを汲むものであった，ということができよう。こうして，NYSBA の IMF 設立延期論は，ABA の IMF 廃止論と並んで，IMF 反対論の両極を形成したのである。

では，NYSBA が ABA と異なり，IMF の絶対反対論ではなく，条件付賛成論を打ち出したのはいかなる意味があったのであろうか。IMF 廃止のメリットに比べて，IMF 採用のメリットの方が大きいと判断されたのは何故であろうか。

さて，この IMF 廃止問題を考えるにあたって留意しなければならない点は，IMF 採用のメリットを強く訴え，IMF 採用の支持を表明したアメリカの指導的エコノミストたちの動向であった。200 名以上にものぼったエコノミストたちは，IMF と IBRD の国際経済問題に対する意義については消極的にしか評価しなかったが，外国為替と国際投資問題に対する意義については積極的に評価する傾向が強かった。

事実，ABA の IMF 廃止論に批判を加える形で，彼らは次のような IMF の擁護論を展開したのであった。(1)提案された IMF は通貨切下げ競争や外国為替の差別的コントロールとそれらが究極的にもたらす経済戦争を避けるためのプログラムを提供する，(2) IMF は「政府統性」，「差別主義」，「双務主義」，「バーター制度」を最小にするという米国民間企業の「自由貿易政策」に完全に一致している，(3)それゆえブレトン・ウッズ協定は，戦後再編原理の「自由・無差別・多角主義」を適用するための国際交渉の窓口を開けておくにあたっては本質的なものである，(4) IMF は限られた通貨切下げ，持続的な資本移動コントロール，為替コントロールの段階的除去を許しているけれども，これらはブレトン・ウッズの「自由・無差別・多角主義」原理を達成するための必要な「修正」である，という主張がこれであった。この立場は，ブレトン・ウッズ協定が批准されなければ，世界平和のための純粋な「国際協調」のための見通しは全く希望がもてないというものであった[100]。

『新しい経済学』の指導者のひとりであるセイモア・E・ハリス (Seymour E. Harris) が，ABA の IMF 反対論に対して，次のような批判を加えたのもこのためであった。すなわち，(1)もし IMF が認められなければ，為替相場を安定させ，為替管理を除去するための取決めが廃棄される，(2) IMF の資金はその目的と一致する仕方で使用されるので，「基金」のローンは「クレジット原則」に反しない，(3) IMF の廃止は，ブレトン・ウッズが英国の金本位制への復帰の手段に他ならないという批判を回避することはできるが，それは逆に，イギリスに通貨切下げ，為替コントロールの使用を許すことを意味する，(4)もしわれわれがブレトン・ウッズを拒否するならば，イギリスは，両大戦間期に最もポピュラーだった「危険な武器」を使用することによって高度な雇用政策を支持する以外に何らの代替策をもたないというように，IMF の過渡期における役割の現実主義的立場からする再評価であった[101]。

こうした IMF の賛否両論の対立が激しくなるなかで，「全国外国貿易評議会」(NFTC) は，実業界の中心部分の複雑な国際通商関係の利害のからみ合いを反映して，ブレトン・ウッズ協定の究極的な妥協点を見出す可能性を探求し，政府と実業界の戦後復興問題の解決の構図を示すことに貢献したのである。ウィリアムによって

99) *CFC*, 161, February 22, 1945, pp. 862-863; *NYT*, February 15, 1945, pp. 27, 28. なお，CEDが戦後再編計画の策定にいかにかかわっていたかは，さしあたり，Karl Schriftigesser, *Business Comes of Age*, New York, 1960, pp. 117-134 を参照されたい。

100) *NYT*, February 19, 1945, p. 10; *CR*, 1945, A741-742; *CFC*, 161, March 1, 1945. p. 976.

101) *NYT*, Feburuary 18, 1945, IV, p. 8.

示唆された「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の混合を求める傾向がようやく現れたのであった[102]。

NFTC の立場は，基本的に外国貿易の拡大は戦後アメリカの完全雇用問題にとって本質的なものであるという仮定に立脚して，財務省と ABA の対立を止揚するための「中間の方法」を探し出すために，これまでの論争の柱であった「ブレトン・ウッズ・アプローチ」か「キー・カレンシー・アプローチ」かの二者択一ではなく，双方を混合し，「多角主義」と「双務主義」の同時・併列的追求を基調に為替安定問題の解決を図ろうというものであった。このような NFTC の妥協的態度は，ブレトン・ウッズの採用と対英援助の必要性を訴えさせるに至るのであるが，これは「国際協力」を拒む場合のリスクの大きさに照らして，米国金融界の代替策が戦後再建プログラムの広範な解決策たりえないと同時に，戦後復興という広範な問題は通貨安定だけでは十分な解決策を提供しないというウィリアムズの考えをも受け入れて，ウィイアムズのベストの解決策の具体化を図ったものである，といえよう。NFTC による具体的提言は次の通りである。(1)ブレトン・ウッズは「国際通貨」協調のための機構を提供するという点で支持するに値するが，全体像がより明らかに示されるまでは完全に支持できない。(2)ブレトン・ウッズは恒久的な国際機関の設立を提供しているので，合衆国の参加が望ましい。(3)「国際協力」プログラムへの米国の拠出はそれから得られる利益に照らして正当化されうる。(4) IBRD は無条件の支持に値する。(5)為替安定と通貨切下げの排除という IMF の目的は，無条件に支持できる。(6) IMF の「共通分母」に金をおくことは，すべての国に強力な影響力を行使することができる。(7)健全な世界経済の前提条件は，米国の対英金融援助により英米間で相互に満足出来る通貨・通商政策に対する協定を達成することである。これは，米国がブレトン・ウッズと対英援助により，したがってまた，グローバルな「国際協力」とバイラテラルな「国際協調」が有する「相互主義」の性格と程度を明らかにすることによって，世界経済の拡大の機会を獲得するだろうという着想にもとづいているので，ブレトン・ウッズ協定または ABA の修正プランと全く一致すると同時に，財務省と ABA の対立を止揚しようという「総合の道」の提唱でもあったといえよう[103]。

ウィリアムズ・ホワイト論争は最終的に，ウィリアムズのブレトン・ウッズ協定修正の線で，しかもホワイトがブレトン・ウッズ協定修正の妥協点を見出す前兆を読み取った方向で，すなわち，「IMF は小さくなるべきである」という線で調停されるという構図を示すことになるのである。後で検討する CED や連邦準備制度 (FRB) の示唆が，IMF の危険性を減らすことによって IMF を採用するという点で基本的に一致したのは，まさにこの文脈のなかで理解されなければならない。

3) 財務省の IMF 賛成論

「ニュー・ディールの実験室」とみなされた財務省は，IMF 反対論，とりわけ ABA の IMF 廃止論の防戦に努めた。財務省の IMF 擁護論の基本は，IMF 廃止論は「基金」の本質と目的を誤解している，とりわけ ABA 案は戦後再建計画のシンボルである「国際協力」を脅かす「食うか食われるかの経済的アウタルキー」への退歩に他ならないという点にあった。一言でいえば，銀行界の通貨プランは，ブレトン・ウッズの全通貨協定を抹殺するだろうという点に，その基本線があったのである。その要点は，次の通りであった。(1) IMF を廃止するというブレトン・ウッズ協定の変更は，別の「新たな国際会議」の招集を要請することになる。(2) IMF の誤用の危険性は，「基金」協定のなかに具体化されているセーフガードによ

102) *CFC*, 160, October 12, 1944, pp. 1513, 1595.

103) *House Hearings*, pp. 1262-1266; *CFC*, 161, March 29, 1945, p. 1416.

って防ぎうる。(3) IMF・IBRD 結合案は，単一の機関を選択すべきか否かという形態変化の問題に留まらず，「国際協力」の全プログラムを破産に追いやる「孤立主義」への回帰策に他ならない。以上である。IMF の廃止は為替相場の安定を取り扱うメカニズムを取り除き，ブレトン・ウッズの全通貨協定の基盤を掘り崩すという点に攻撃が集中したのである[104]。

財務省が IMF の採用に死力をつくしたのは，「基金」の本質が過去の「国際通貨」関係を特徴づけてきたシャハトの「邪悪な計画」を「国際協力」による「国際通貨」関係の秩序化に取り替えるという認識によっていたのである。ブレトン・ウッズ協定下では，「基金」のメンバーシップを「銀行」参加の条件にしていたために，「銀行」は「基金」の「付属物」になっていた。「銀行」と「基金」は実質上，「一つのもの」であり，「銀行」の利益にあずかろうとすれば「基金」の条件を受け入れる以外にないという関係にあったのである。このためブレトン・ウッズは，その構成要素である IMF と世銀の単なる総和以上のもの，その個別的利益をはるかに超える「総合的利益」を米国にもたらすと訴えられたのである。もし IMF が廃止されることになれば，英国は「双務主義」に乗り出すことは明らかである。それゆえ，IMF により「双務主義」を防ぐという逆のいわゆる「裏返しの論理」が展開されたのである。このように，戦後世界経済の構造はたとえ「ユニバーサリズム」でないとしても「多角主義」の概念にもとづいて建設されねばならないという教義によっていた財務省は，IMF と IBRD は「国際協力」のための「最良の出発点」ではないのかというように，依然として「多角主義」を「双務主義」の唯一の代替物とみなしていたのである[105]。

以上が，ブレトン・ウッズ協定批准論争の基本的な対立構図であった。では，IMF 反対案，弁護案，妥協案はどのように「総合」されていったのであろうか。ブレトン・ウッズ協定批准の途は対抗勢力間の「均衡点」がどこに落ち着いたのかを示すことになるが，では具体的にどのような論戦を経て，調停の方向を見出したのであろうか。

IV　ブレトン・ウッズ批准論争の展開

IMF の廃止問題は，既にみたように，単に IMF だけにかかわるものではなく，ブレトン・ウッズの生存条件そのものにかかわる白熱した賛否両論を呼び起こした。それはまた，これまでわれわれが検討してきた「戦後再編構想原理」の実践方式のいわゆる「修正問題」の根幹にかかわる問題でもあった。なぜならば，IMF の廃止は，財務省の危惧したように，ブレトン・ウッズの破産をもたらし，世界を「双務主義」の支配する「野蛮な国際経済関係」に舞い戻させることになるばかりでなく，各国に米国に有利な通貨・通商政策を採らせることができなくなるという点で，合衆国に重大な問題を突き付けることになることが必至だったからであった。一言でいえば，これが「パックス・ブリタニカ」に代わって「パックス・アメリカーナ」体制の構築を目指す米国にとって重大な脅威を意味することは，明らかであるからであった。米国金融界を代表する E. E. ブラウンが IMF はその欠点の大きさにもかかわらず，それをカヴァーして余りある大きな効果，すなわち，(1)為替相場の変動という不安定要因の除去，(2)為替切下げ競争の一掃，(3)政治・経済目的としての通貨操作やデフレーション政策の採用の防止などを達成することができると述べて，IMF を守ることに死力を尽くしたのはまさにこのためであったのである。E. E. ブラウンによれば，

104) *CFC*, Feburuary 8, 1945, pp. 617, 644-645, Feburuary 15, pp. 719, 742, and March 22, 1945, P. 1290; *NYT*, Feburuary 6, 1945, p. 13; *CR*, 1945, A2184, 1223; U. S. Treasury, *The Bretton Woods Proposals*, Washington, Feburuary 15, 1945; A. E. Eckes, *op. cit.*, pp. 178-179; *FT*, February 7, 1945, p. 1.

105) *CR*, 1945, A1345; A. E. Eckes, Jr., *op. cit.*, p. 177.

IMF は米国にとっては「通貨安定基金」をはるかに超えるものになりうる可能性を秘めていたのであった[106]。IMF による国際的な政策調整機能の強調が逆説的に過渡期における IMF の存在理由を高める結果になった，といえよう。

ところで，IMF による「多角主義」か，IMF なしの「双務主義」かというブレトン・ウッズ協定の本質的アプローチ論争は，結論を先取りしていえば，ウィリアムズの示唆した具体的なブレトン・ウッズ協定修正論争に発展することによって二者択一を避け，「総合の道」を歩むことが可能となったのである。この点で，IMF を廃止してはならないと同時に，IMF を機能させなければならないというディレマンに直面した米政権は，IBRD の強化と IMF の縮小で事態の打開を図る以外には道は残されていなかった，といえよう。このように，ブレトン・ウッズ協定批准論争が，IMF を採用するために IMF の危険を取り除くと同時に，安全装置を取り付けるという「中間のコース」に議論の焦点を当てて「最適解」を確保することになったのは，まさにこの点に由来していたのである。

こうして，ブレトン・ウッズ協定修正の幅は，IMF の採用をめぐる緊張が最大となったまさにその時点において，合意をみることになったのである[107]。

106) *Nation*, April 21, 1945, p. 432.

107) *FT*, February 27, 1945, p. 2; *CFC*, 160, November 9, 1944, pp. 2021, 2032-2033. しかし，この対応策が政権にとっては「危険な要素」の増加を意味するものであったことは，英米金融協定批准のさいに明らかになった。なぜなら，ブレトン・ウッズ協定の修正にもかかわらず，ブレトン・ウッズが過渡期に有効かつ弾力的に機能しえないとすれば，結局は，ブレトン・ウッズの枠外から何らかの「拡張主義圧力」を米国自身が加えなければならなくなるのは，必至だったからである。事実，ブレトン・ウッズ協定批准論争においては，もしブレトン・ウッズ協定が採用されたならば　何らの特別援助も必要ないだろうという議論が政権の支配的な見解になったのである (R. N. Gardner, *op. cit.*, p. 241. 邦訳 (下), 422頁。*FA*, Vol. 23, No. 2, 1945, p. 203; *CR*, 1945, 4111)。ウィリアムズがこの点を自覚し，ブレトン・ウッズを過渡期の英国問題の代替策と主張したホワイトを攻撃した点については，D. Rees, *op. cit.*, p. 349 を参照されたい。

1)　下院通貨銀行委員会でのヒアリング

ブレトン・ウッズの反対論は，ミシガン州選出の共和党下院議員，J. P. ウォルコット (Jesse Wolcott) に代表される。彼の率いる共和党の絶対的孤立主義派ならびに銀行家とアメリカ財務省が，いかなる妥協を成し遂げてブレトン・ウッズ協定の思い切った書き直しを受け入れたかを検討するためには，何よりもまず，ウォルコットの反対論を検討することが必要であろう。また，後述するように，彼がブレトン・ウッズを支持する側に回ったさいに，IMF を弁護する上でも重要な役割を演じたからでもあった。彼のブレトン・ウッズ反対論は，これまでにブレトン・ウッズに向けられてきた諸批判を総合的に取り上げて，IMF ばかりではなく IBRD にもその矛先を向け直したという点で，強硬なものであった[108]。

まず，IMF の批判点を示すと，おおよそ次の通りである。

(1) IBRD に IMF の為替安定機能を移譲することによって，IMF を設立する必要性はなくなる。(2)「国際通貨」の安定は各国の政治・経済の安定にもとづかない限り持続しえない。「基金」は為替の安定という短期の貨幣需要を満たすためにも用いられるだろう。(3) IMF が経済戦争を終結させ，世界平和に寄与するという希望は，「基金」が「稀少通貨条項」で為替制限を例外的に認めていることに照らして，無益である。(4) IMF はドル平価の変更に対する議会の支配を破壊し，合衆国の通貨価値を統制する特権を危うくするだろう。(5) IMF は通貨安定という目的のためには余りにも大きすぎ，戦後の復興問題の究極の解決をより困難にするにすぎない。(6) IMF は過渡期には不適当であり，時期尚早である。(7) IMF は事実上，加盟国の信用度にかかわりなく外国為替を自動的に

108) *CFC*, 161, March 1, 1945, pp. 931, 958.

借り入れる権利を無差別に与えているので，ローンの拒否権がない。また，「基金」において受容される「国際通貨」は唯一合衆国ドルだけであるので，IMF はドルを無償で融資するための方策にすぎない。(8)合衆国は最小の投票権しか行使しえないので，「基金」は債務国によって支配されるだろう。(9) IMF は為替統制を完全に撤廃しないで，外国貿易に「政府統制」を持ち込むということから明らかなように，「自由化」と「統制化」を和解させようとする「不自然な怪物」である。(10) IMF は加盟国の主権に干渉し，経済活動を統制する。(11) IMF は「稀少通貨」や貿易統制を認めていることや「基金」外部での膨大な取引のために，浪費され破壊されるだろう。「基金」のセーフガードは有効なものとはいえない。(12) IMF は余りにも野心的すぎる。最良の世界通貨制度は「双務主義」にもとづく「キー・カレンシー」の安定である。

次に，IBRD の批判点を示すとしよう。

(1)ブレトン・ウッズの融資プログラムは，ローンによる輸出拡大プログラムの一部にすぎない。(2)ローンの元利返済は合衆国による大規模な輸入増が必要であるが，アメリカがこれを許さないので，世銀のローンは外国の債務累積を招き，ついには債務不履行に帰するだろう。(3)世界銀行のローンによる合衆国の輸出拡大は世界貿易の不均衡を引き起こし，経済戦争に導くだろう。(4)世銀の開発ローンは世界貿易の拡大ではなく縮小をもたらし，結局は米国の労働者，農民，資本家に損害を与えるだろう。(5)世界銀行は不生産的なローンをなすよう後進国から政治的影響を受けるだろう。(6)債務不履行という危険は世銀の融資計画を阻害するだろう。(7)世界銀行のローンは借入国経済を歪め，債務不履行問題を引き起こし，民間ローンの撲滅に導くだろう。(8)世界銀行は債務国の支配を受けるだろう。(9)ドルの貸付けは民間の銀行家が直接行うべきである。(10)外国政府のローン保証は合衆国にとって疑わしい。(11)ラテン・アメリカ諸国に対する開発ローン供与は「クレジットの自動的権利」になるだろう。

さて，以上が，ブレトン・ウッズに対するウォルコットの絶対的反対論の要点であった。一言でいえば，ブレトン・ウッズは民間企業の「自由競争原理」を抹殺し，「統制計画」を世界的規模でもたらす「国際カルテル」の一種であり，かつ米国からドルを無限に引き出すことを通じて合衆国の富を再分配する金本位制の反対物に他ならないものであった。このウォルコットのブレトン・ウッズ反対論は，最終的にブレトン・ウッズ協定修正の方向を決定づけたという点で，注目されねばならない。なぜならば，このウォルコットのブレトン・ウッズ反対論は，これまで検討してきたブレトン・ウッズの代替策の基本部分を受け入れて攻撃を加えたものであったために，米国銀行界，議会，財務省の「三位一体」的妥協を示すための「粉飾」としてブレトン・ウッズ協定の修正を迫ったからである。銀行界と議会の顔を立て，ウォルコットの反対を撤回させると同時に，財務省の意向を満たすような形でブレトン・ウッズ協定はいかに修正されることになったのであろうか。こうした状況のなかで，ブレトン・ウッズ協定「総合の道」は事実上，CED 案や FRB 案の登場により前進することになるのであるが，それに先立って政府のブレトン・ウッズ協定擁護論をみることにしよう。

ブレトン・ウッズ支持派の要点は，ブレトン・ウッズ協定が「国際協力」に生命を与え，米国に「多角主義」の利益を与えるばかりではなく，米国のリスクを最小に留めるという主張であった。すなわち，(1)ブレトン・ウッズ・プランは600万人分の仕事を意味する，(2)ブレトン・ウッズ計画は「ケインズの無料奉仕論」にもとづく「サンタクロース」の哲学を含んでいない，(3) IMF は限られた額のクレジットを提供するので，保守的なクレジット原則には反しない，(4) IBRD は100％までしか資本を貸出さないので，最も陳腐かつ保守的な協定に他ならない，(5)ブレトン・ウッズにより最も利益を得るのは

米国自身である，という擁護論であった[109]。米政府が「すべてでなければ承知しない」という「危険なやり方」を採るよりも，次第にブレトン・ウッズ協定の修正によりIMFの廃止を防ぐと同時に，IMFのメリットを最大限活かす方が得策との現実的判断を下すようになったのは，ブレトン・ウッズ論争が抽象的な解決策からより具体的な技術問題に重点を移してきたことを一部反映していた。このように，ブレトン・ウッズの賛成論は，IMFの目的を具体的に強調することによって，IMFを採用すべきか否かという二者択一を避けたのであった。

では，ブレトン・ウッズの賛否両論を「総合」する道は，実際いかなるブレトン・ウッズ協定の修正をもたらし，最終決着をみることになったのであろうか。ブレトン・ウッズ協定「総合の道」は，下院ヒアリングのさなかにCEDが提案した妥協策により新たな論戦の舞台に移されることになった。CEDの提案は，IBRDには通貨安定のための長・短期ローンをなす権限を付与し「銀行」の機能拡充を図るが，他方IMFについては，その資金供与の「一方的クレジット構造」の危険性を認め，「基金」が不要な通貨により凍結されて運営停止に陥る事態を防止するために，「基金」の機能を外国為替相場の短期操作に限定することにより現在提案されてきている形のIMFの採用を図るという打開策に他ならなかった[110]。要するに，IMFを廃止して，ブレトン・ウッズを単一の機関に融合すべきであるというABA案と，IMFを擁護してあくまで二つの機関の分離・独立に固執した財務省の対立の調和を図った点にその意義が認められよう。無論，この点からみれば，R. W. オリバーのいうように，CED案がABAの異議と財務省のニーズを共に満たす「中間の道」を最終的に見出したとする見解は首肯できよう。しかしながら，注意すべき点は，CED案の登場によってもブレトン・ウッズ協定批准論争は直ちに終結しなかったということである。最終的妥結は，IMFの欠点の克服を確実にすると同時に，IMFの利点を最大限活かす手立てをいかに探し出すことができるかにかかわることになったのである[111]。

さて，CED案は米国銀行界からどのように評価されたのであろうか。ABA総裁，R. W. バージェス (Randolph W. Burgess)，ファースト・ナショナル・バンク・オブ・ニューヨーク頭取，L. フレイザーは，CED案が(1) IMFにはローンの拒否権がないというABAの批判を認め，(2) IBRDの機能強化を図るべきというABAの提案を採用し，(3) IMFを短期業務に限るべきである，という独自の示唆をおこなった点を高く評価した。しかしながら，彼らは最終的に，CEDのIMF採用案には同意することができなかった。なぜならば，IMFの機能縮小や制限により「基金」の欠点をカヴァーしようとしても，「基金」のローンに対する拒否権がないという弱点そのものを無くすことはできなかったからである。バージェスがABAを弁護して，米国がシャイロックの役を演じるブレトン・ウッズ計画の「単純化」を繰り返したことやフレイザーがIMFの採用に頑強に抵抗したのは，まさにこの間の事情を反映していたのであった。つまり，ドルでなされるローンに対する拒否権がない，とりわけ，米国に対立する政策を追求する国に対してドル使用を回避する規定のないIMFを廃止し，これを「銀行」と統合することによって，単一の機関にする方が

109) *CFC*, 161, February 15, 1945, pp. 713, 742, 161, February 1, 1945, pp. 513, 542, 161, March 15, 1945, pp. 1145, 1155, and 161, April 19, 1945, pp. 1714, 1715; *House Hearings*, pp. 4-7. 41, 74, 93, 81-108, 258.

110) *CFC*, 161, March 22, 1945, pp. 1261, 1282-1284; *CR*, 1945, p. 7603; *House Hearings*, pp. 733-766, 783-787, 1257-1262.

111) R. W. Oliver, *International Economic Co-operation and the World Bank*, London, 1975, pp. 211-219. オリバーはかかる経緯を軽視したために，*FRB*やウォルコットが果たしたブレトン・ウッズ協定修正の意義を正しく理解しているとはいえない。

ベターであるとする ABA 擁護論の立場の表明であった[112]。このように，米国銀行界と財務省の IMF をめぐる対立は，和解しがたい様相を呈したのであった。この点で，ABA と財務省の主張を一部満たす形で連邦準備制度理事会が「国際通貨金融問題に関する国家諮問委員会」(NAC) の設立を声明したことによって，ブレトン・ウッズ協定批准論争はひとつの重大な展開をみせることになった。

何よりもまず，FRB は ABA の示唆に部分的に答えるために，ブレトン・ウッズ協定批准による「多角主義」の利益と米国の「国益」の保護を同時に満たす必要を認め，IMF と世銀の米国代表に必要な指令を与え，「合衆国の国際通貨金融政策」を彼らに説明する「閣僚委員会」の設置を強く訴えたのであった。この FRB の声明は，ブレトン・ウッズを米国の対外経済政策のなかに編入する実質的契機を与えると同時に，IMF と IBRD の活動を合理的に調和させ整合性を保つ物的基盤を提供することになったという点において，とくに注目されねばならないだろう。なぜならば，アメリカの代表を指導する各省間の長から成る委員会の設置は事実上，二つの機関を一つに統合することによって「国益」をはるかに望ましい形で追求することができると同時に，IMF から米国を保護することができるからでもあった。そのうえ，この FRB の提案は IMF をそのままの形で採用することを可能にし，IMF の利点を活かすことができるという点で，財務省の支持を得ることが期待できたからでもあった[113]。こうして，ブレトン・ウッズ協定修正の基本方向が確定したのである。ブレトン・ウッズ批准論争は，(1) IMF をどの程度縮小するか，(2)「基金」と「銀行」の協調関係をいかに調整し調和を保つかという問題を残す線まで前進したのである。

みられるように，ABA の IMF 廃止論は，IMF の制限，IMF の利益の強調，米国による IMF の支配という認識の一般化を背景として，急速に IMF 反対論の中心論点から逸脱していったのである。これは，IMF 廃止論の基調の一方の極をなしてきた「干渉主義」と「統制主義」がブレトン・ウッズ支持派の次のような「逆説的な論理」によって反批判され，影響力を弱めていったことと軌を一にしている。すなわち，(1) ブレトン・ウッズの拒否は世界を双務協定と「差別主義」が一般的ルールの「国家統制経済体制」に復帰させるだろう，(2) IMF と IBRD の結合はマネジメントの効率を失わせ，権力を過度に集中し，判断の誤りを犯すという，いわゆる「国際官僚制」強化の危険がある，(3) ブレトン・ウッズがなければ，英米の経済政策調整ははるかに困難になるだろう，というブレトン・ウッズの全体的利益の再強調であった[114]。

こうして，ブレトン・ウッズ協定批准論争は，ブレトン・ウッズ協定の修正・承認という線で急速に前進が図られることになったのである。

この点で，先にみた J. P. ウォルコットの果たした役割は大きかった。彼は，かかる論争においてブレトン・ウッズを支持する側に転向した後に，IMF の賛成派と反対派が少なくとも同意しうる「共通分母」を見つけ出すために，財務省と ABA に打診し「基金と銀行双方に関するブレトン・ウッズの目的を果たすと同時に，アメリカの経済利害を守るという共通の基盤を創出する機会」[115] を手に入れようと努めたからであった。それゆえ，彼のブレトン・ウッズ協定修正の努力は，IMF を廃止し，これを「銀行」に融合するという ABA 案と，IBRD

112) *House Hearings*, pp. 345–403, 405–412; *CFC*, 161, March 22, 1945, pp. 1266–1267, 161, March 29, 1945, pp. 1369, 1378; *Banking*, May 1945, pp. 33–35, 116.

113) *CFC*, 161, March 29, 1945, p. 1403; *House Hearings*, pp. 469–470; U. S. Congress, Senate, Committee on Banking and Currency, *Bretton Woods Agreements Act, Hearings on H. R.* 3314 (以下，*Senate Hearings* と略記する) 79th cong., 2nd sess, Washington, 1945, pp. 521–523.

114) *CFC*, 161, April 26, 1945, p. 1858.

115) *CFC*, 161, May 10, 1945, pp. 2053, 2076–2077.

機能の強化によりIMFの資金と権限を縮小することなしに「基金」を保護するというCED案とを不合理に調和させることに向けられたのである。そしてこの努力は，ウォルコットに次のような折衷案を主張させることになった。すなわち，(1) IBRDの強化によりIMFの権限は縮小・制限されるべきである，(2) IMFとIBRDの機能を調和させる手段として「基金」と「銀行」に対するアメリカの代表を統一する何らかの方法が採用されるべきである，(3)議会は，それにしたがって「基金」と「銀行」の米国代表が行動しなければならないような何らかの基準を設けるべきであるとする米国議会，政府，金融界が合意できる「最大公約数」を見出したのである[116]。これが，「スペンス・ワグナー法案」と呼ばれる，いわゆるブレトン・ウッズ法案の修正の骨子をなしたことは，いうまでもあるまい。

では，最後に，この点を確認して，ブレトン・ウッズ法案にいかなる「妥協的修正」が施されたのかをみることにしよう。

何よりもまず，ブレトン・ウッズ協定の修正がABAの批判と示唆を一部満たす形でしか実行されざるをえなかったのは，ある意味で理念と現実の断層を埋める法的（dejure）な存在として承認されるための「代価」に他ならなかった，といえよう。

第1は，IMFが資金の浪費により凍結するのではないかというCEDの懸念は，IBRDの強化を前提とした上で，「基金」の活動を短期業務に制限することによって和らげることができる，と訴えられた。

第2は，IMFを廃止し，これをIBRDに移し，単一の機関にすれば，「基金」と「銀行」の間の競争と対抗を未然に防ぎうるというABAの示唆は，もし「基金」と「銀行」が「同一人物」によって統治されるならば，両機関の機能の調和と統一が保たれるので部分的に満たされるだろう，と説明された。

116) *Ibid.*

第3は，上に関連すると思われるが，IMFとIBRDが単一の理事会に従属されるべきであるというABAの示唆は，FRBのNAC設置声明により具体化されたのであった。そしてこれは，議会により完全に理解される手続きでもあった[117]。

こうして，ブレトン・ウッズ協定批准問題は，ブレトン・ウッズ法案が次のような「妥協的修正」を施され，「実質的改善」がみられた結果として，ようやく決着をみることになったのである。すなわち，(1)合衆国の対外政策の指針を与えるべく，IMF，IBRD，アメリカの融資機関との政策調整を図るための「閣僚委員会」を設置すること。(2) IBRDの融資能力を強化するために世銀に長期安定ローンをなす権限を付与すること。(3) IMFの凍結を防ぐために「基金」の機能を短期操作に限ること。(4)「基金」と「銀行」の融合案については，両機関のアメリカ代表を「同一人物」にすることにより政策調整を図ること。以上である。こうして，ブレトン・ウッズ賛否両論の「総合」によってブレトン・ウッズ法案は5月24日，23対3で，下院の銀行通貨委員会を修正通過したのである[118]。このように，ブレトン・ウッズ批准論争は，米国内のいろいろなアイディアの「雑婚」により銀行通貨委員会で終止符が打たれたのである。

2) 下院本会議における論議

ブレトン・ウッズ協定批准の基本線は，先にみたウォルコットの示唆したように，アメリカ銀行協会と経済発展委員会の意に沿う形で，その上それらと財務省や連邦準備制度の示唆を一部満たすという「穏やかな手段」を採ることによって，したがってまた，「基金」と「銀行」は米国の「国際協力」の線に沿って運営されるという言質と手立てが与えられることによっ

117) *Ibid.*

118) *CFC*, 161, May 17, 1945, p. 2196, 161, May 31, 1945, pp. 2389, 2393, 2397, 2402-2403; *House Hearings*, pp. 1253-1257; *FT*, May 29, 1945, p. 3.

て，議会の承認を得ることが可能となったのである。

そこで，ここでは，先に述べたブレトン・ウッズ修正の基本線が，下院本会議における論争の終結方向をいかに示したかを確認することにしたい。これによって，戦後に「経済戦争」という新しい波に紛れ込むことを防止し，「国際協力」の基盤を創出するためにはブレトン・ウッズ法案の成立しかない，と政府が訴えた理由が明らかとなるであろう。また，政府が，ブレトン・ウッズ協定の採用は対英援助を不必要にするというように，ブレトン・ウッズに「すべてを賭ける」という「危険なやり方」を何故採らざるをえなかったのかも明らかとなるだろう。

ミシガン州選出の共和党下院議員，ジェシィ・P・ウォルコットに導かれた共和党の異端者，ニューヨーク州選出の下院議員，ラルフ・A・ギァンブル (Ralph. A. Gamble) は強硬かつ総合的なブレトン・ウッズ反対論を展開したが，これは，先にみたウォルコットのブレトン・ウッズ批判を全く踏襲するものであった[119]。

ギァンブルに代表される議会における孤立主義派のブレトン・ウッズ批判の基調を整理して示すと，次の通りである。それは，ブレトン・ウッズが政府間の取決めを要求し，「全体主義」の傾向におけるターニング・ポイントをなすというものであった。IMF による通貨の安定は通貨の対外価値の安定と対内価値の安定とを要件とするが，それには両方の価値の固定化と外国貿易のコントロールによるその維持が不可欠である。ゆえに，IMF の採用は政府の政治・金融上のニーズに中央銀行政策を従属させようという「セントラル・バンキング」の考えを政府の目標にし，かつ国民経済を組織化し，コントロールするという「国家統制主義」の傾向に導くだろう。一方，IBRD も民間企業を破壊する世界的規模での，いわゆる「計画経済」プロジェクトの一部に他ならないという批判が，すなわちこれであった。とりわけ，世界銀行についていえば，論点は多岐にわたっている。すなわち，(1)「銀行」は各国政府に所有かつ支配されているので，民間企業ではない。(2)「銀行」はすべての納税義務を免れているので，国際金融に従事している民間機関に破壊的な免税競争をもたらす。(3)政府の投資保証にかかわるような特別の権利や政府のベネフィットは，民間のあるグループを犠牲にして他のグループの利益を促すにすぎないのであるから，「銀行」による私的利害関係は民間企業のそれとは区別されねばならない。(4)「銀行」のローン保証は投資者のリスクと責任を軽減するが，かかるリスクは全体として減少しないであろう。それは民間投資者から国民に転嫁されるにすぎず，究極的には民間企業の縮小を伴うだろう。(5)民間企業に対する「銀行」のローンは各国政府や中央銀行により保証されねばならない。これは，全加盟国においてローンを保証し投資を管理するに当たっての政府活動の拡張をもたらし，「国際官僚制」のさらなる強化に導くだろう。(6)世銀は世界中の政府機関に貸付けるか，またはそれに対するローンを保証する権限をもっているので，あらゆる政府活動を支持することが可能である。その上，「銀行」の支配権は合衆国よりも集権主義的な国の代表の手に握られるだろう。(7)それは競争を抑圧し市場を分割し，価格を引き上げる政策の一部としての国際商品プール制を支持する陳腐な「国際カルテル」メカニズムを提供するだろう[120]。以上が，議会の「孤立主義者」の IBRD に対する反対論の中心であったのである。

みられるように，ブレトン・ウッズ協定は，「基金」および「銀行」共に，これまで検討してきたブレトン・ウッズ協定修正の意義を不当にも看過する形で，したがってまた，極めて専門

119) *CR*, 1945, A869-870.

120) *CFC*, 161, May 17, 1945, pp. 2162, 2189, 2191, 2195, 161, May 24, 1945, pp. 2278, 2288-2289; *House Hearings*, pp. 1088-1089, 1107.

的かつ技術上の批判に加えて,「計画主義」,「全体主義」,「社会主義」というイデオロギー的色彩の濃い攻撃をも受けることになったのであった。

しかしながら,かかる批判がブレトン・ウッズ修正論争の中心からもはや逸脱していたことは明らかであろう。ブレトン・ウッズの拒否による「国際協力」の途からの退歩,「ジャングルの法則」の支配した戦前への回帰を意味するという批判が,主流派を形成する余地はなかったからである。多数派を形成したブレトン・ウッズ擁護派が,ブレトン・ウッズは「国際的な呼び水計画」であり,その全コストは米国の富の再分配に他ならないという批判を考慮して,ブレトン・ウッズ協定からケインズの「拡張主義」とウォーレスの「全体主義」を完全に抹殺することによって,ブレトン・ウッズを米国の「国益」から体系化し直し,ブレトン・ウッズ批准のキャスチング・ボートを握ろうとしたこと,また世界の平和と繁栄を築き,これを維持する上で,「国際協力」は不可欠であるというイデオロギーによりブレトン・ウッズを総括せざるをえなくなったのは,まさにこのためであった[121]。

では,次に,ブレトン・ウッズの指導原理である「国際協力」がいかなるものとして謳われ体系化されたのかを確認することにしよう。

IBRD の保守性や世界市場を拡大する「多角主義」の利益,および IMF の緊急性という存在理由を強調して,ブレトン・ウッズ計画修正の支持に傾いたのが,ブレトン・ウッズ擁護派の大方の反論であった。

まず,極端な孤立主義者として有名なニューハンプシャー州選出の共和党上院議員で上院の通貨銀行委員会の議長チャールズ・W・トービー (Charles. W. Tobey) は,前稿で検討したブレトンウッズ会議の米国代表団に加わってから,その強力な支持者になった。彼は,ブレトン・ウッズ協定は戦後の「国際協力」プログラムの本質部分であり,「何もしない」代替策は「大混乱」を意味すると主張した。とくに世銀には,(1)ローン総額,(2)ローン保証,(3)手数料,(4)生産的プロジェクト,というセーフガードが付いているので,世界的規模での WPA (失業対策事業) になることを防ぎ,米国の外国貿易を促進するだろうと述べて,「銀行」の支持を訴えた[122]。

また,下院通貨銀行委員会の議長でケンタッキー州選出の共和党下院議員,ブレント・スペンス (Brent. Spence) も,世界銀行による中・小国の政治的・経済的独立を強化するという立場から IBRD に支持を与えた。彼によれば,経済大国のタイド・ローンによる経済侵略の危険性を防ぐためには,とくに世銀による各国の対外ローンの国際管理が必要であるという[123]。

さらに,ワシントン州の民主党下院議員,ヒュー・デレスィー (Hugh. De Lacy) は,ブレトン・ウッズ機構は合衆国のために年500万人分の仕事を創出するので,「アメリカのドルをねずみの穴に注ぎ込む」ようなものではないとして,タフトの攻撃をかわした。また,彼は,合衆国は「基金」と「銀行」を支配するに足る最大の投票権をもっているので,両機関への出資は単なる「支出」ではなく「投資」となり,他のいかなる国よりもブレトン・ウッズのコスト以上のものを得る立場にあるとして,ブレトン・ウッズ機関の米国による実質上の支配を主張した。その上,彼は,IMF が民間の銀行業

121) この戦術は,英米金融協定批准のさいには通用しなくなった。なぜならば,ブレトン・ウッズ協定から排除されたケインズの「拡張主義圧力」が再び,そして今度は,ブレトン・ウッズとは独立して加えられるよう訴えられてきたために,対英金融援助はケインズの「拡張主義」そのものであり,ブレトン・ウッズ協定の「裏切行為」とみなされたからであった。英米金融協定に政治的正統性を与えるものとしては,もはや「国際協力」しか残っていなかったし,またそれしか期待できなかったのである。

122) *CR*, 1945, A1001; *CFC*, 162, July 5, 1945, pp. 66, 98–99.

123) *CR*, 1945, A1063.

を一掃するという銀行界の批判については，世銀が合衆国のいかなる商業銀行よりもはるかに保守的であるので，偽りの懸念であると反論した[124]。

また，上院の対外関係委員会の議長で，ニューヨーク州選出の民主党上院議員，ロバート・F・ワグナー (Robert. F. Wagner) は，「基金」と「銀行」を結合するかどうかは形態の問題ではなく，それはまさに通貨安定問題の核心に属する，と述べた。そして，「基金」こそが双務的な差別協定網の発展を防ぎ，「通貨戦争」を終結させるとして，ブレトン・ウッズの「国際協力」の独自性と緊急性を訴えた[125]。

みられるように，米国が「孤立主義」から逃れ，「多角主義」の利益を一人占めにするためには，文字通り「国際協力」のシンボルとしてのブレトン・ウッズの成立しかないとする戦術であった。ブレトン・ウッズ協定の修正・承認の線は，「銀行」の権限の大幅強化により各国をブレトン・ウッズの加盟に誘い出すが，一方IMF の権限の制限と機能縮小により米国の「国益」を保護すると同時に，「銀行」と「基金」の米代表を「同一人物」にし，NAC を設置することにより米国の「国益」を貫徹させるという構図を描かせた，といえよう。

こうして，ブレトン・ウッズ修正法案であるいわゆるスペンス・ワグナー法案が，6月7日に345対18という圧倒的多数によって下院を通過し，可決されたのである[126]。

3)　上院のヒアリングでの論争

上院の通貨・銀行委員会で，6月12日から29日にかけて，ヒアリングが開かれた。最大の論争点は，過度期における IMF の有効性をめぐって闘われた。反対派の急先鋒は，「基金はアメリカのお金の自動的施しである」というタフトの見解に同調し，これに率いられたコロラド州選出，共和党保守派の上院議員ユージン・ミリキン (Eugene. D. Millikin) であった。反対論者の共通認識を体現していると思われる彼の見解をまず聞くことにしよう。ミリキンによれば，「基金」は世界の通貨安定を達成しうると仮定していることこそが，まさに問題であった。こんにち，ほとんどすべてのヨーロッパ諸国では安定的な政府はなく，しかもドラスティックな変化に脅かされているので，「基金」は有効に機能しえないだろうというのが，彼の要点であった[127]。

しかし，ブレトン・ウッズの危険性がそれ以上であることは，これまでの展開からも明らかであろう。全国経済評議会 (NEC) の総裁である M. K. ハート (Merwin K. Hart) によれば，ブレトン・ウッズはまさに合衆国の安定を危うくするプログラムに他ならなかった。それは，IMF の次の点に関係していた。すなわち，(1)「基金」は通貨安定の範囲を越えるような大きな問題を扱うことになっていること。(2)「基金」の機能が不必要に複雑であり，目的と意義を相殺するという特徴をもっていること。(3)合衆国を含めてすべての国が対象となる「超大国」を創り出すが，これは米国の政治・経済上の独立性の減少を意味すること。(4) IMF の規定している行動と実際の行動との「ギャップ」により，「基金」は不当表示による「詐欺行為」に他ならないという誤解を与えること。(5)米国の納税者の貨幣を不法に持ち出して使うことを許していることなどである[128]。

では，ブレトン・ウッズ賛成者はいかなる論理と現実的判断でブレトン・ウッズ反対論を反駁しようとしたのであろうか。

まず第1に，IMF の「拡張主義」についての批判に対して，ホワイトは公平な為替方策を維持するための「基金」の「国際協力」を訴え

124) *CR*, 1945, A1168.
125) *CR*, 1945, A1223.
126) H. J. Bitterman, *op. cit.*, pp. 84-85; *Senate Hearings*, p. 71.
127) *CFC*, 161, June 14, 1945, p. 2632.
128) *CFC*, 161, June 28, 1945, pp. 2849, 2868-2869; *Senate Hearings*, pp. 359-382.

た。そして彼は，IMF 協定下では，「基金」は単なる「安定基金」以上のことが要請されているとして，「基金」の廃止に強く反対した。すなわち，(1)「基金」は世界貿易を縮小する差別的な通貨方策を排除し，「経済戦争」を終結する，(2)「基金」はクレジット量が限られている上，十分なセーフガードも付いている，(3)「基金」による外国為替取引の「自由・無差別・多角主義」化は，各国通貨をドルに結び付け「ドルの国際化」を促し，米国の経済的孤立化を防ぐというように，一言でいえば，「世界基金」としての IMF の擁護論の展開であった[129]。

さらに，IMF の採用は外国為替統制の制度化をもたらし，「計画経済」，「全体主義」に導くという批判に対しては，E. E. ブラウンが次のように弁護した。ブレトン・ウッズ・プランの採用は必ずしも，「全体主義」の発展を防止するだろうと断言することはできないけれども，外国で発展しつつある混沌とした現在の状況を防ぎ，それに秩序を与える傾向をもち，将来の「国際協力」の希望を著しく高めることになるだろう，と答えた。こうして，ブレトン・ウッズが「社会主義」のための計画の一部であるという批判は弱められ，封じられたのである[130]。

次いで，クレイトン (William L. Clayton) 国務次官は，合衆国の対外政策にはいまやタフトが懸念した「サンタクロース」哲学は少しも含まれていないと主張して，ブレトン・ウッズ・プランからケインズの「拡張主義」の痕跡を取り除くことに死力を尽くした[131]。

みられるように，上院ヒアリングにおいても，IMF から「拡張主義」と「全体主義」の影を除去することに狙いが絞られたのであった。では，これはいかにしてなされたのであろうか。それは，FRB のアラン・スプロール (Allan Sproul) とウィリアムズが足並みを揃えて展開した IMF 延期論に他ならなかった。FRB のブレトン・ウッズ協定修正論は，つまるところ，次の三つの基本的要求に応えようとするものであった。すなわち，(1)「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」を調合させること，(2)「ブレトン・ウッズ・アプローチ」を「キー・カレンシー・アプローチ」によって補い，安定させ，場合によっては取って替わらせること，(3)米国の「国益」を保護・拡大すること，の三点である[132]。

ニューヨーク連銀の総裁，スプロールは，ブレトン・ウッズの両機構の目的は「国際協力」により確信を与えられているが，「基金」の過渡期における使用は「ゆがみ」をもたらし，究極的にブレトン・ウッズの崩壊に導くだろうとして，戦後直後における IMF 運営の根本的弱点を指摘した。具体的にいえば，(1) IMF 第7条は国際収支不均衡を是正する責任を債権国の側に余りにも大きく要求しているのに，債務国側には余りにも少なくそれを要求している。(2)「基金」を戦後直ちに採用することは，より困難な問題の解決の回避または延期を促すだろう。(3) IMF は資本移動をコントロールするために為替管理を恒久的に必要とし，それを制度化する。以上である。それゆえブレトン・ウッズの過渡期への対応措置として，したがってまた，「銀行」を強化することによって，選択的かつ管理された長期安定ローンを「銀行」が供与することができると同時に，IMF の弾力的な管理によって「基金」の機能を維持する事も出来るという，いわゆるブレトン・ウッズ協定の修正が提案されたのである[133]。

129) *Senate Hearings*, pp. 7, 57-58.
130) *Senate Hearings*, p. 105.
131) *CFC*, 161, June 21, 1945, pp. 2722, 2760-2761. 合衆国国務省の対外経済政策がコーデル・ハルの信奉者，クレイトンにしたがって，生産，交換，消費の拡大という「経済の拡張主義」の概念にもとづいて策定されていた点については，*FT*, June 26, 1945, p. 3; Fredick J. Dobney (ed.), *Selected Papers of Will Clayton*, Baltimore, 1971, pp. 129-136 を参照。
132) *Senate Hearings*, pp. 301-317, 318-349.
133) *Senate Hearings*, pp. 301-317; A. V. Dormael, *op. cit.*, p. 257; *FT*, June 26, 1945, p. 3.

また，ニューヨーク連銀の副総裁，ウィリアムズも国際収支不均衡を取り除くと謳われたIMF のメカニズムに疑問を呈し，(1)通貨安定のための絶対的要件としての「イギリスの問題」が解決するまで「基金」の決議を延期すべきである，(2)「銀行」に長期安定ローンを行うための権限を付与すべきである，(3)世界貿易の大半を占めているドル・ポンドの安定を確立するために30億ドルの対英クレジットを供与すべきである，と提言した[134]。

みられるように，ウィリアムズのブレトン・ウッズ修正の示唆は，(1)世銀を強化することによってブレトン・ウッズを過渡期に対処することができるようにすること，(2)ブレトン・ウッズと並行して債務清算についての双務協定を締結すること，(3)IMF の決議を延期することにより「基金」の「厳格主義」を管理すること，(4)その上，ブレトン・ウッズの外からの対英クレジット供与により「イギリスの問題」に配慮することなどによって，IMF を最終的に採用する途を開いた点にその積極的な意義が認められるであろう。これは，ある意味において，先にみたウィリアムズの提起したブレトン・ウッズの二者択一に対して，彼自身が与えた回答に他ならなかった，といえよう。なお，この点で注意すべきは，ウィリアムズの示唆がブレトン・ウッズの枠内・外での「キー・カレンシー・アプローチ」の同時・並列的な追求という「二段構えの方法」を採っていた点である。ここには，ウィリアムズが過渡期には「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の両方が必要であるとした思惑が見え隠れする。ここに至って，米政権内部の対立や実業界の利害関係を調和することが可能とみなされ，上院のヒアリングは大詰めを迎えることになった。通貨銀行委員会がブレトン・ウッズ協定修正を勧告せざるをえなくなったからである。

ところで，ブレトン・ウッズ協定の修正は，(1)ブレトン・ウッズの枠組み内部の修正，すなわち IMF と IBRD に関連するものと，(2)ブレトン・ウッズの枠組みそのものに関係するものに大別される。前者についていえば，(1) IMF の活動は，戦後の基本的条件がその目的を達成しうる合理的機会を与えるほど十分に安定するようになるまで延期されるべきである，(2) IBRD は，たとえ「国際通貨」協力を促するように修正されたとしても，認められるべきである，(3) IBRD が通貨安定ローンをいかに適切になすべきかについてはさらに研究がなされるべきである，という項目が該当する。後者については，ウィリアムズの示唆を受けて，「キー・カレンシー・アプローチ」をブレトン・ウッズの外からではあるが，あくまでブレトン・ウッズの枠内で，したがってブレトン・ウッズと整合する形で追求することができるように，(1)ジョンソン法を廃止して，第一次大戦の戦債とレント・リース債務を直ちに公平に処分すべきである，(2)ポンドの安定はイギリスの問題であるけれども，合衆国はイギリスと協力すべきである，とされた[135]。以上，単なるブレトン・ウッズ協定の修正ではなく，「二段構えの方法」によるブレトン・ウッズ協定修正の線で，議会・政府筋の同調のレールが敷かれたのである。こうして，7月3日，上院通貨銀行委員会はブレトン・ウッズ修正案を14対4で可決・承認する運びとなったのである[136]。

4)　上院本会議における論戦

上院のヒアリングを通じて，議会の大勢は既に，ブレトン・ウッズ承認の方向に強く傾いていた。そこで，ブレトン・ウッズ法案の最終討論に入った米上院本会議において，問題の焦点は，ブレトン・ウッズ協定を「ニュー・ディールの国際化」の実験の一種として未だイデオロギーかつ政治的に強く反対している共和党保守派で孤立主義者のシンボルであったロバート・

134) *Senate Hearings*, pp. 318-349; A. V. Dormael, *op. cit.*, p. 257.

135) *CFC*, 161, June 21, 1945, pp. 2724, 2761.

136) *CFC*, 162, July 5, 1945, p. 65.

A・タフトをいかに封じ込めるかに置かれることになった。

タフトは，ブレトン・ウッズ反対論者たちのなかでは，反対が少なかった世界銀行に非妥協的に反対したという点で，とりわけ特異な存在であった。彼は，(1)世界銀行による多くの雇用は政府支出増を伴うのでインフレを促し，(2)世界銀行のクレジットによる外国貿易の発展は経済開発の健全な形態ではない，と非難する絶対的反対論を展開した。タフトにとって，世銀は融資に対する議会の支配権を奪い，「残余の世界のために合衆国からわれわれの貯蓄を汲み出す方策」[137] に他ならなかったのである。

しかし，タフトの IBRD 反対論が，多数派を形成する余地はもはやなかった。それは，世銀がいまでは文字通りの「銀行」ではなく「基金」に縮小していたからであった。その上，IBRD は，ニューヨークの巨大銀行でさえ公然と反対しえないほど超保守的な機関であることが判明してきたからであった。つまり，IBRD は，IMF よりも健全なベースで組織されていて，ニューヨーク投資銀行の国際金融活動の一環に組み込まれることになるという言質を得ていたのである[138]。

では，ブレトン・ウッズの新しい考えを受け入れるには余りにも均衡予算主義者であると同時に，ナショナリストでもあったタフトの世銀反対論が，もともと一般的支持を得ることができないという運命を有していたとしても，彼の批判の独自の意義はどの点に認められるべきであろうか。彼のブレトン・ウッズ反対論は，ブレトン・ウッズの絶対的要件といわれている「国際協力」は支持するとしても，「国際協力」は米国が自らの「国益」に照らして判断されるべきであるという点に，その狙いがあったのである[139]。具体的にいえばこうである。(1)世界銀行は IMF よりアメリカの経済政策からの重要な逸脱を伴っているので，恒久的な平和には僅かしか関係しない。それらはアメリカの対外経済政策の一部を構成するにすぎない。(2)それらはまた，戦後過渡期の危機的状況を扱う緊急の機関ではなく，むしろ復興後の長期政策を扱う恒常的機関として構想されている。(3)戦争直後には自給的かつ双務的ベースを余儀なくされる国が多いので，IMF は実際上，国際的な機関とはいえず，その上通貨安定のための短期ローンも行えない。(4)世界銀行は18ヶ月間業務を開始せず，しかも十分な資金を保有していないために，「巨額の救済融資プログラム」という外皮にもかかわらず，救済と復興には無力であろう。(5)また，世銀はその融資能力をウォール・ストリートでの起債に依存することになっているので，「国際協力」を装ってアメリカのお金を外国に貸す浪費的かつ危険なプランである。(6)さらに，世銀は債務国にドル資金の分配についての支配権を与えているので，合衆国がシャイロックの役を演じることになる「恐るべきプラン」である。(7)民間資本による対外投資政策でさえ現地において敵意をもたらしてきているが，「銀行」のクレジットも同様，借入国でアメリカを「不在地主」とみることに導き，反感を呼び起こすだろう[140]。要するに，いまは恒久的「国際協力」の全面的含意を考える時期にはなく，現在直面している緊急条件を直接扱う方がベターであり，またそれを間接に処理することができるのは米国政府だけであるとする批判であった。それゆえ，彼は「国際協力」は米国側からする「一方通行」であってはならないといういわゆる「両面通行」の立場にたって，「アメリカ政府のなすべき仕事」を示したのである。すなわち，(1)英国との為替安定協定の締結，(2)ワシントン輸出入銀行の資本の7億から35億ドルへの増加と政府による60億ドル程度の直接的な対英金融援助の供与，(3) IMF,

137) *CFC*, 161, June 14, 1945, p. 2632.
138) *Nation*, April 21, 1945, pp. 431–432.
139) *CFC*, 162, July 19, 1945, pp. 299, 324.
140) *CR*, 1945, pp. 7439–7441, 7443, 7560, 7569, 7624–7625; *NYT*, July 12, 1945, p. 22, and July 13, 1945, pp. 1, 12.

IBRD 設立の延期の提唱が，これである[141]。

みられるように，タフトの代替策は，ブレトン・ウッズそのものを延期し，その間は「キー・カレンシー・アプローチ」にもとづいて復興援助を二国間で与えるのがベターであり，したがってまた，ブレトン・ウッズをより少なく浪費的かつ容易にコントロールすることができるという「相互主義」の立場からする提案であった。しかし，彼は決して盲目的な絶対反対論者ではなかった。彼は，ウィリアムズと同じく，ブレトン・ウッズの成否がまさに国際収支不均衡を是正する米国の意志に依存しているという点を明示したことにおいて，ブレトン・ウッズの「グローバルリズム」，「ユニバーサリズム」の弱点を再び鋭く突いたのであった。

これに対して，ブレトン・ウッズ擁護派は，ブレトン・ウッズが過渡期に十分対応しうるという楽観論を展開すると同時に，IMF による「多角主義」の利益と IBRD の保守性を強調し，米国の「ドル外交」の構築のためのブレトン・ウッズ機関の必要性を訴えることによって，タフトの孤立化を図ったのである[142]。

まず，ワグナー上院議員は，IMF と IBRD は「国際協力」のための基盤，したがってまた，世界貿易の拡大均衡のために必要な国際金融環境を創造するとして，両機構の支持を表明した[143]。また，ミネソタ州選出の共和党上員議員，ジョセフ・H・ボール (Joseph H. Ball) は，IMF は多角的貿易制度を創出し，IBRD は復興・開発ローンによってアメリカの企業のための海外市場を開放し，もって民間の海外投資を奨励した[144]。さらに，トービー上院議員は，(1)世界銀行の貸付能力は銀行資産に対する貸出比率が100％なので保守的である，(2) IMF も世界銀行も共により緊急な問題のいくつかを扱うことによって，残りの問題の取扱いを容易にすることができるが，とりわけ「国際通貨」の安定は貿易再開の必要な前提条件があるので遅延されるべきではない，(3)合衆国は両機構に最大の投票権数 (IMF＝28％, IBRD＝31.4％) をもつことになっているので，それらの政策決定に多大な影響力を行使しえる，と反論した[145]。また，上院の金融委員会のメンバーで，メリーランド州選出の民主党上院議員，ジョージ・L・ラドクリフ (George L. Radcliffe) も，(1)合衆国は国際貿易と国際投資に大きな利害関係を有しているので，われわれは多角的な外国貿易の拡大と民間の対外投資の再開を可能にするような為替協定を率先して締結し，米国が経済的に孤立するのを防止しなければならない，(2) IMF の廃止または延期はむしろ，シャハト博士によって考案された双務的な差別協定を発展させ，「統制経済」，「全体主義」に導き，各国の通貨・通商関係の再調整が阻止されざるをえない，(3)それゆえ，IMF と IBDR を直ちにスタートさせることによって，われわれは他国よりも「多角主義」の利益を享受する機会をもつべきである，と述べた[146]。

みられるように，ブレトン・ウッズ協定の批准をめぐる上院本会議における論戦において，ブレトン・ウッズ賛成派は，IMF の「国際通貨」

141) *NYT*, July 17, 1945, pp. 1, 24. タフトは英米金融協定の批准論争においても戦後「多角主義」の限界を鋭く突き，同協定の進展にあたって重要な役目を果たしたが，この点は別稿で詳しく検討することにしたい。

142) これは，バージェスが(1)ＩＭＦの短期使用(2)ＩＭＦとＩＢＲＤの理事の兼任(3)「稀少通貨条項」のセーフガードというアメリカ銀行協会の示唆は，ブレトン・ウッズの原則と対立せず，しかも「基金」の誤用を守るという米国銀行界の政策とも一致するとして，「基金」を「銀行」に融合するよりも，「基金」の機能に対する安全装置を強調することに合意したことによってより鮮明になったのである (*CFC*, 162, July 12, 1945, p. 231)。
なお，この戦術は英米金融協定批准問題にも採用されたが，今度は逆に，重大な困難を引き起こすことになった。ブレトン・ウッズの外からの対英ローンは，議会に対するブレトン・ウッズの「詐欺行為」に他ならなかったからである。

143) *CR*, 1945, pp. 1111; *NYT*, July 17, 1945, p. 24.

144) *CR*, 1945, pp. 777, 7269.

145) *CR*, 1945, pp. 7445, 7568, 7601.

146) *CR*, 1945, p. 7668.

協力による世界経済の「多角主義的組織化」の実現による世界貿易の拡大という利益誘導を図るとともに，IBRDの民間ローン保証機能という保守性を強調することによる過渡期の「国際協力」問題の軽視，および「国際経済学のニュー・ディール」の合衆国の対外経済政策の「メイン・ストリーム」からの離脱を意図的にとることにしたのであった。こうして，タフトに率いられた共和党保守派は次第に孤立化し，ついに7月18日タフトの修正案は52対31で拒否され，翌19日には61対16で，ブレトン・ウッズ案は「平和のための堅固な基盤」を築くだろうとして，下院でなされた修正に対する「建設的追補」を付して可決・承認されるに至ったのである[147]。

そこで最後に，ブレトン・ウッズ案が米国財務省と金融界，議会保守派の対立を先に展開したウィリアムズのブレトン・ウッズ協定修正の線で「総合」する形で，したがってまた，ABAとCEDの示唆をウォルコットの調停の延長線上で，いかにドラスチックにかつ慎重に修正を付されてブレトン・ウッズ法案として承認されたかを確認して，本章を閉じることにしたい[148]。

第一に，世界銀行とIMFの米国を代表する総務を兼任させることによって両機構の機能を調和かつ統合し，整合性を図ること（ブレトン・ウッズ協定法第3条）は，二つの機関に賛成したABAとあくまで二つの機関に固執した財務省の主張を折衷したものと解され，両者の気持ちを満たす「粉飾」以外の何物でもなかった。

第二に，「国際通貨金融問題に関する国家諮問委員会」を設置し合衆国の対外経済政策の調整と「国益」の一本化を図り（同第4条），かつ合衆国ドル評価の変更や「基金」および「銀行」に対する貸付は議会による認可を受けなければならない（同第5条）は，二つの機関のアメリカ代表は議会に直接責任を負う「閣僚委員会」によって支配されるべきであるとする連邦準備制度の妥協案であり，米国金融界，議会の意向に沿った「実害のないやり方」であった。

第三に，世界銀行に通貨安定のための長期貸付を行う権限を認める（同第12条）は，「銀行」のアメリカ代表は理事会に対して経済復興プログラムと長期安定ローンを行うか，またはそれらを保証する権限を持つかどうかを公式に解釈するよう要請すべきであると規定されたために，構想力に富んだ拡張主義者から成るべきと期待された世銀理事会の運営に委ねられることになった。

第四に，IMFの利用は通貨安定化の短期操作に限定される（同第13条）は，IMFの資金供与の「無条件の権利」の危険性を認め，「基金」の本来の目的が「自由・無差別・多角主義」にもとづく通貨措置の維持にあることを確認することによって，IMFの廃止または延期を阻止することができた。これは反面，ケインズ「同盟案」の考えの最後の痕跡を拭い去り，「基金」の資金を実質上使用不可能にした「巧妙な企み」でもあった。

第五に，第一次大戦で債務不履行に陥った国の債券に融資することを禁止したジョンソン法の改正（同第9条）は，ブレトン・ウッズ協定を批准した国に合衆国が借款を供与することを可能にするものであったという点で，ブレトン・ウッズの枠内で，しかもブレトン・ウッズ機関の外から「キー・カレンシー・アプローチ」を追求する途を開くものに他ならなかった。

みられるように，ブレトン・ウッズ協定は長

147) *CR*, 1945, p. 7560; *CFC*, 162, July 19, 1945, p. 328, and 162, August 16, 1945. pp. 764-765. なお，ブロックによれば，ケインズの「拡張主義」と「国際干渉主義」を恐れたニューヨークの国際銀行家がIMFの抹殺に失敗したのは，(1)IMFが合理的な国際経済秩序の調和を謳い，(2)米国の投票権が「基金」の拒否権を保証する言質を与えていたからであった（Fred L. Block, *the Origins of International Economic Disorder*, London, 1977, pp. 50-55）という。

148) *JMK*, XXVI, pp. 196-206. 邦訳『ケインズ全集』第26巻，251-261頁。*CR*, 1945, pp. 5544-5567.

い懐胎期間を経てようやく出産したのであったが，その道程はブレトン・ウッズ協定の修正に他ならなかったといえよう。換言すれば，ブレトン・ウッズ協定の修正・成立とはブレトン・ウッズの枠内での「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の一つの「混合物」への調合の追認に他ならなかったのである。ブレトン・ウッズが経済政策の「国際調整」により各国を管理し，もって組織化された「国際協力」を追求することを歴史段階的に定式化した最初の記念碑として立ち現れることになった経緯は，いまや明らかであろう。

しかし，それはまた，ブレトン・ウッズ協定修正を媒介としての米国による「ドル外交」の端緒でもあった。いわゆる「ブレトン・ウッズ体制」の原点はまさにここに求められなければならないのである。ブレトン・ウッズ法案は何よりもまず，NAC の設置と IMF, IBRD 総務兼任制によって，それらの政策決定権を議会に与えることを保障し，かつ合衆国の諸利害を調整し統合すると同時に，IBRD の強化と IMF の制限——「銀行」の効率的かつ弾力的運営と「基金」の資金供与の厳格さ——によってブレトン・ウッズの破産を防ぎ，もって合衆国の「国益」の貫徹を最大限に高めながらリスクを最小限にすることを目指していたのである。それゆえ，いわゆるブレトン・ウッズ協定の修正とは，ブレトン・ウッズ機関からアメリカの対外経済政策の決定権を奪い取り，それを米国議会に意図的に投げ込むことにより「パックス・アメリカーナ」体制の支配を結果的に保障することとなったのである[149]。「国際協力」の中身はいまや明らかであろう。米国は，ブレトン・ウッズを承認することによって「国際協力」の実を示すと同時に，ブレトン・ウッズ協定の修正により事実上，アメリカの支配下に置くことが可能となったブレトン・ウッズの「国際協力」によって，米国の「国益」を最大限に追求しながらリスクを最小限にすべく世界各国に「自由・無差別・多角主義」の実施を迫り，これを管理する国際通貨制度を創り出すことに成功したのである。しかし，ブレトン・ウッズ協定批准論争から明らかなように，米国内の通貨・通商関係の利害の調整作業は困難を極めた。これは，ブレトン・ウッズに伴う費用負担をどのように分担すべきかをめぐって争われた調整過程に他ならなかった，といえよう。合衆国はブレトン・ウッズの「国際協力」により，国内にあってはレッセ・フェール的社会階級編成を維持すべく対立したが，国外にたいしては世界経済の「拡張主義」に基盤を与えるべく「自由・無差別・多角主義」を「国益」として押し出し，これを「国際協力」の実践として各国に強いることによって，国内の利害関係の対立を「調停」する組織化された「国際協力」体制を確立したのである。要するに，米国は「国際協力」という旗を掲げて，国内では組織化に反対する「自由競争」的階級編成社会として立ち現れながら，国外では「自由・無差別・多角主義」の組織者，管理者として登場することになったのである。ケインズが，いみじくも述べたように，ブレトン・ウッズの修正はブレトン・ウッズの性格を根本的に変える現実的修正を意味する危険性を孕んでいたのである[150]。そして，これは IMF が「より強力な基金」になるのに反して，逆に IBRD は「より弱い銀行」になることを暗示していたのである[151]。

149) *JMK*, XXVI, p. 164. 邦訳『ケインズ全集』第26巻，207-208頁。*NYT*, June 4, 1945, p. 20.

150) *JMK*, XXVI, pp. 194-195. 邦訳『ケインズ全集』第26巻，248-249頁。ブレトン・ウッズ協定の策定者の一人である E. M. バーンシュタインが，IMFは「1944年にデザインされたものとは全く異なる機関である」と述べたのは，この点とかかわっている。詳しくは，E. M. Bernstein, "The Evolution of the International Monetary Fund", in A. L. K. Acheson(ed.), *Bretton Woods Reviseted*, Toronto, 1975. p. 51 を参照。

151) *CFC*, 161, May 31, 1945, p. 2405. これが，現在の債務累積問題に対するIMFとIBRDの立場を規定している一因であることは言うまでもあるまい。債務累積問題の深化により世銀，IMFの

結びにかえて

ブレトン・ウッズが，米国の「国家主義」の下に置かれることになったということは，いまや明白であろう。そして，このことは，ブレトン・ウッズの「国際協力」が「偽り」であった，という事実をケインズに突き付けた[152]。ブレトン・ウッズが，真の「国際機関」ではなく，事実上アメリカの「付属物」に転化された以上，文字通りケインズにとって「大きな心配の種」であった「国際協力」という「彼の城廓は彼の身近に崩れつつあった」[153]のである。ケインズが生き残ったブレトン・ウッズに立ち会うと同時に，ブレトン・ウッズの外で対英援助を獲得する交渉に直ちに取り組まねばならなかったのは，彼にとっての大きな戦後再建計画が「幻滅」に終わったことの証に他ならなかった，といえよう[154]。ハロッドがブレトン・ウッズの熱情は忘却の彼方へ消え去るといった真意は，まさにこの点にあったのである[155]。この点から，われわれもまた，ブレトン・ウッズ協定の修正は，同協定から「経済の拡張主義」と「統制主義」に代表されるケインズの「毒素」が駆逐されたという事実に照らして，「国際協力」の「国家主義」への後退への重要な，そしてより象徴的な一歩であったということができよう。

何よりもブレトン・ウッズ協定は，米国に対して「多角主義」の利益を最大にし，リスクを最小に保護し，もって米国の「ナショナル・インタレスト」を貫徹するというようにブレトン・ウッズの創始者の期待とは異なり，「革命的な金融メカニズム」としてではなく，米国銀行界との「おく病な妥協」の産物として地上に生まれ出たために，「国際経済学におけるニュー・ディール」という「理想主義」の波間を漂う精神を跡形もないほど消し去ってしまっていたのである。過渡期に IMF が「休止状態」に陥り，かつ IBRD が復興問題から開発問題にその課題を限定圧縮されざるをえなかった根本原因は，まさにこの点にあったといえよう[156]。ホワイトとケインズの思想のいわば「落とし子」といえるブレトン・ウッズはその前に横たわる過渡期という現実に直面して，純粋に「サンタクロ

密接な協調関係が再び求められて来ているが，世銀の側から接近した最近の研究として，Richard E. Feinberg (ed.), *Between Two World Bank's Next Decade*, New Brunswick, 1986 がある。世銀，IMFと債務累積問題については，毛利良一，前掲書，奥田宏司，『途上国債務危機とIMF，世界銀行』同文舘，1989年，を参照されたい。いずれ機会を改めて論じることにしたい。

152) *JMK*, XXVI, p. 217. 邦訳『ケインズ全集』第26巻，276頁。

153) Harod, *op, cit.*, p. 636. 邦訳（下）696頁。*JMK*, XXVI, p. 217. 邦訳『ケインズ全集』第26巻，276頁。

154) Harod, *op. cit.*, p. 583, 邦訳（下），643頁。*JMK*, XXVI, p. 103. 邦訳『ケインズ全集』第26巻，128頁。*Proceedings*, pp. 1109-1110; *NYT*, September 13, 1945, p. 12; *CFC*, 162, September 20, 1945, p. 1345; *FR*, 1945, VI, pp. 79-204. *JMK*, XXIV, pp. 420-628. なお，英国が過渡期にブレトン・ウッズの枠組内で国際収支問題を解決し，「自由・無差別・多角主義」を受け入れることを可能にするには，最低50から60億ドルのクレジットが必要であると考えていた点については，*The Economist*, August 4, 1945, pp. 151-152; *JMK*, XXIV, p. 278 を参照されたい。

155) Harod, *op. cit.*, p. 634. 邦訳（下），694頁。なお，クラスナーは，戦後のリベラルな世界経済秩序を創出するための最初の措置が成功しなかった理由として，(1)計画に必要な資金についての楽観的認識，(2)計画に資金を拠出することに対する国内反対勢力，の二点をあげている。そして，後者については，①多くの社会グループが開放的国際システムにコミットしなかったこと，②1945年には実業界と労働界の対外経済活動への現実的利害関係は小さく，彼らの関心はもっぱら国内の平時経済の再調整に向けられていたこと，③国際ニュー・ディールが国内問題になったために，「基金」と「銀行」は国内経済秩序により大きな「国家統制」を伴うとしてウォール街などの反ニュー・ディール派から反対されたこと，④中西部孤立主義もまた政権のグローバルな自由主義的秩序に反対したこと，をその内容してと整理している（Stephen D. Krasner, "U. S. Commercial and Monetary Policy", *International Organization*, Vol. 31, No. 4, Autum 1977, pp. 657-659)。

156) *Nation*, August 5, 1944, pp. 147-148.

ース」哲学の果実としては生まれ落ちえなかったのである。文字通りの「世界中央銀行」としての実現は夢想に属するよりほかなかったのである。モーゲンソーのいったように，「国際協力は持続的かつ困難な課題である」[157]ことが実証されたのである。

ところで，これまでの検討から，ブレトン・ウッズ協定修正問題は，少なくとも国際経済の相互依存関係と国家主権を融和させる手段として開催されたブレトン・ウッズ会議の可能性と限界を浮き彫りにしている，といえよう。そして，これはまた，ガードナーがブレトン・ウッズ協定批准問題を総括するにあたって，次のように述べていることからも明らかである。すなわち，「新しい時が始まろうとしているように思われる。通貨・金融政策の問題は，地域主義と普遍主義，戦争と平和，孤立主義と国際主義などの他の問題と容易に混同された。国際協力の一時的情熱を利用し，銀行と基金の長所をあますところなく主張するという当然の誘惑があった。」[158]

ブレトン・ウッズ協定の批准は確かに，ガードナーのいう通り，ブレトン・ウッズ協定の賛否両論の流れの「合流点」をなすものであった。戦後世界は，ブレトン・ウッズにより国家の自立性と「国際協力」との微妙な「均衡点」をどこに求めるべきかという問題を突き付けられたのである。そして，ブレトン・ウッズ協定の批准の内容を振り返ってみれば，その回答が「平均的中間値」への後退に他ならなかったことを明示していることは，疑いえない。この点からすれば，ブレトン・ウッズ協定の批准が，一方ではブレトン・ウッズ会議の基本理念である「拡張主義」からの逸脱でありながら，他方では「多角主義アプローチ」と「双務主義アプローチ」の混合物にすぎないことは明白であった。

157) *ARST*, 1945, p. 381; *Senate Hearings*, p. 8.
158) R. N. Gardner, *op. cit.*, p. 140. 邦訳（上），285頁。

では，何故，ブレトン・ウッズは「国際協力」路線を堅持できたのであろうか。戦後過渡期の双務的な国際経済関係の展開が，何よりもまずブレトン・ウッズの拒否により固定化され拡大されるにちがいないという危機意識に媒介されて，「国際協力」の必要性と緊急性が感得させられたからである，といえよう。この点からいえば，ブレトン・ウッズ協定の修正は過渡期の「国際協力」の「均衡値」を示したものと把えることができるであろう。

さて，これまでの展開から，ブレトン・ウッズ協定の修正・批准が過渡期の「国際協力」を象徴すると同時に，米国の「国益」を満たすための「てこ」として作用したことは，疑いない。そこで，このような「協調」と「対立」を構成要素とした「国際協力」の意義と限界はいまや明らかであろう。(1)「国際協力」は，戦後国際経済関係の再編構想原理の一つとして「自由・無差別・多角主義」と並んで，そしてこれを支えるべく，したがってまた，それは「拡張主義」を内容とする英米の「国際協調」として歴史の舞台——大西洋憲章（1941年8月），英米相互援助協定（1942年2月）——に登場し，ブレトン・ウッズ会議に至る過程のなかでその範囲と程度がグローバルなものに転変したことによって，普遍性を獲得したのである。しかしながら，まさにそれゆえにこそユニバーサルな「国際協力」は，世界各国の「経済の拡張主義」についてのバイラテラルな「政策協調」を内容とせざるをえず，その意味で予定調和の公準は存在しないといわねばなるまい。しかし，逆に「国際協力」が予定調和的に展開する資本主義的基盤がないゆえに，過渡期の「双務主義」の拡大という危機状況が英米の「国際協調」を内容とする過渡期の「国際協力」を新たに要請したのである。とはいえ，「国際協力」は各国の発展の不均等性を基盤にして展開されるほかないという点で流動的かつ不安定なのである。国際機構や国際協定にもとづく「国際協力」が循環論的様相を帯びると同時に，「相互主義」が強く追求

されることになる各国の政策調整による「国際協調」が必要とされる所以である。(2)「国際協力」は，概念上は文字通り，すべての国を対象とするグローバルなものに他ならないけれども，逆に「国際協力」の「安定」と「調和」は「基軸通貨国」のバイラテラルな「国際協調」によってはじめて実行可能となるということである。そしてこれは，ブレトン・ウッズ協定の批准問題が自ら実証したところである。(3)一方，途上国のような中・小国も「国際協力」に参加しない限り，国際経済の相互依存関係の深化はとうてい望みえないことも明らかである。それゆえ，いわゆる低開発問題を解決できない限り，「国際協力」の成功の見込みはないといわねばなるまい。(4)こんにちの累積債務問題にみられるように，「国際協力」が世界市場の合理性のなかで各国の裁量による政策協調を「調整」できない場合には，「国家統制」や規制などの「干渉主義」の強化をもたらすことになるのは必至であろう。(5)しかし，世界政府が存在しないという現状においては，「国際協力」の意義が声高らかに訴えられれば訴えられるほど，ますます「国際協力」の限界が自覚されるという，二律背反的対立が際立つことに注目しなければならないだろう。以上，ブレトン・ウッズの全構造の基礎である「国際協力」の発展と「国益」の保護は，一般的に言えば，「対立する哲学」であると定義することができよう[159]。

さて，ブレトン・ウッズ協定の修正・批准に象徴される過渡期の「国際協力」は，「多角主義」と「双務主義」の混合・併存とでも称されるように「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の両方を必要としたわけであるが，最後に，このような「戦後再編構想原理の実践方式」の「修正」問題と英米金融協定とのかかわり合いについて若干の展望を示すことにしたい。

第1に，戦後過渡期の国際経済関係は，ブレトン・ウッズ協定がまさに検討されていた最中に進展しつつあった。それは，一般に米国では，シャハト的原則にもとづく為替管理と双務支払・貿易協定によって世界市場を「分断」する「邪悪な計画」の急展開に他ならなかった。その上，双務的貿易体制の確立は，ブレトン・ウッズ協定にもかかわらず，永続的に「固定化」されざるをえず，「西欧通貨ブロック」の形成に連なりかねない状況にあった。

ケインズが対英金融援助と「国際協力」を結び付けて，援助なしの「双務主義」か，または援助による「多角主義」の道かという二者択一を合衆国に迫る英米金融協定の交渉者として歴史の舞台に再登場したのは，まさにかかる状況においてであった。ケインズにとっては，「双務主義」は「完全な『国際協力』の貧しい代替物」[160]に他ならなかったが，一方金融援助は「国際協力」に属するものであり，「経済の拡張主義」に向かう「国際協力」のすばらしい発展として大いに謳われた所以である。なお，私見によれば，ケインズが「双務主義」と「多角主義」の二つを追求しなければならなかったというR. F. ハロッドの言及は，まさに以上の文脈の中で正しく理解されるべきである[161]。

第2に，かかるケインズの難問に対して，合

159) H. Morgenthau, *op. cit.*, p. 193; NYT, July 23, 1944, p. 24. この点で，モーゲンソーとケインズが「国際協力」について相反する評価を下したのは，決して偶然ではないのである。モーゲンソーが合衆国の「国益」の唯一の純粋なセーフガードは「国際協力」にあると述べたのは，米国の「国益」追求にとってのみ両者は調和可能であるという「中心国」アメリカにとっての特殊的な「国際協力」の意義の強調であったことは明らかであった。これに反して，英米交渉のイギリス側戦士であったケインズがブレトン・ウッズの「国際協力」は「偽り」であるといったのは，ブレトン・ウッズ協定の修正によりブレトン・ウッズがアメリカの手に落ちることは明らかであり，その上「経済の拡張主義」の換骨奪胎された「国際協力」でもって「自由・無差別・多角主義」を迫られることを危惧したからであった，といえよう。

160) *FR*, 1945, Vol. VI, p. 29.

161) R. F. Harrod, *op. cit.*, pp. 526, 568. 邦訳(下)，583，626頁。

衆国はいかなる回答を用意したのであろうか。詳しくは，次稿で展開するが，何よりもまず，英国の「多角主義」への参画の言質を取り付けるために，対英金融援助という過渡期の「国際協力」をてことして，ブレトン・ウッズ協定の批准を求めることと同時に，ブレトン・ウッズ修正の方向に沿った，ブレトン・ウッズのIMFの過渡期条項を買い取ることこそが米国の歴史上からする回答に他ならなかった。金融援助を見返りにしてのブレトン・ウッズ協定の批准とIMF の保護のさらなる徹底化といえよう。ウィリアムズの「キー・カレンシー・アプローチ」がブレトン・ウッズの枠外から，だがしかしIMF を保護しかつ IMF と一致した方法によって過渡期に推進されるに至った直接の契機は，まず第一に，この点に求められるであろう。なお，この点に関連して「キー・カレンシー・アプローチ」がブレトン・ウッズ協定修正とかかわらされたために米国政権からも支持を得た理由は，いまや明白であろう。すなわち，(1)ブレトン・ウッズの「自由・無差別・多角主義」という普遍的再編原理が，過渡期の双務協定網の拡大により直ちに無媒介的に展開しえないこと，したがってまた，戦争直後の国際経済関係を律しえないことが次第に判明してきたこと，(2)過渡期においても「戦後再編原理」を貫くためには特殊な形の「国際協力」が必要不可欠であると自覚されたこと，(3) IMF の機能分割と保護が「キー・カレンシー・アプローチ」により保証されたこと，以上である。

第3に，この点で注意すべきは，ウィリアムズの果たした重要な役割である。ウィリアムズは，普遍的な「国際協力」と限られた「国際協力」のパラドックスに直面して，両者の微妙な均衡を保つことに腐心し，(1)ブレトン・ウッズの枠内での「キー・カレンシー・アプローチ」を追求したブレトン・ウッズ協定の修正——「銀行」の強化，「基金」の延期——と (2)ブレトン・ウッズの外で「キー・カレンシー・アプローチ」を追求した金融援助——IMF による「自由・無差別・多角主義」のメリットと IMF の保護——という「二段構えの方法」を提示したのであった。そして過渡期の展開が事実上，後者の追求を迫り，英米金融協定の実践を促すことになったのである。英米金融協定の米国での批准が，「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の同時・並行的追求の承認であったことは，ブレトン・ウッズ協定と英米金融協定が「一つのパッケージ」としてとり扱われたことからも明らかである。英米金融協定の承認が，ブレトン・ウッズ体制成立のメルクマールとされるのはこのためである。

ブレトン・ウッズの「国際協力」の実践がいかに困難な道であったか，また「国際協力」の実践の合意形成が往々にして各国の政策協調の「最小公分母」にすぎず，その経済的有効性からみても次善の策にすぎなかったという問題は，当然に過渡期の「国際協力」の実践としての英米金融協定の検討を抜きにしては語れないであろう。戦後再編実践の起点と位置付けられる英米金融協定の検討は次の機会に譲るとして，ここではそのアウトラインを示して結びにかえることにしたい。

ブレトン・ウッズ協定の批准後直ちに開始された英米借款交渉は，ブレトン・ウッズ会議において拒否された「キー・カレンシー・アプローチ」を再び追求するものと一般にみられた[162]。しかしながら，これまでの論述から明らかなよ

162) Charles P. Kindleberger, "Bretton Woods Reappraised", *International Organization*, Vol. V, No. 1, February 1951, p. 37. これは，ハロッドが「多角主義制度は，ドル不足が存在する限り決してうまくいかないだろう」(R. F. Harrod, *Are These Hardships Necessarry?* London, 1947, p. 42) と述べたことと関係している。なぜならば，英米の利害対立を調停するためには，「拡張主義」の基盤の上に立って「キー・カレンシー・アプローチ」が新たに英米金融協定として追求される他なかったからである (L. Rasminsky, Anglo-American Trade Prospects, *The Economic Journal*, June-September, 1945, p. 176)。

うに,「キー・カレンシー・アプローチ」は事実上,ブレトン・ウッズ協定の修正によりブレトン・ウッズの内部に入り込み,「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の「混合」が用意されていたのであった。では,今度は英米金融協定によりブレトン・ウッズの外から「キー・カレンシー・アプローチ」が公然と追求されざるをえなくなったのは何故だろうか。ブレトン・ウッズ協定の修正により「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」はブレトン・ウッズの内部に結合されて統一されたにもかかわらず,この統一物が分離されて「キー・カレンシー・アプローチ」が相対的に独立して採用されざるをえなくなったのは,何故であろうか。

この謎に答えるためには,戦後過渡期の国際経済関係の双務的展開の拡大・固定化という現実が「多角主義」と「双務主義」の「併存」を必然化し,「ユニバーサル・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の「併用」に反映したという事実を考慮に入れなければならないであろう。「国際通貨」,国際投資領域で普遍的な国際機関を設立しようとした「ブレトン・ウッズ・アプローチ」はまさにグローバルな普遍的性格を与えられたからこそ,まさしく先進国,後進国から構成される「ブレトン・ウッズ体制」の出発点となりえたのであった。しかし,過渡期の双務的な国際経済関係の発展・拡大は,ブレトン・ウッズの普遍的「多角主義」のディレンマを直視させ,「多角主義」の限界は「双務主義」の採用により克服するほかないという途を採らせることになったのである。「双務主義」を「双務主義」により防ぐという論理が,すなわちこれである。しかしながら,この論理はパラドックスに他ならない。「双務主義」に伴う限界もまた自明であったからであった。そこで,登場したのが,ウィリアムズの示唆した「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の相互補完関係によって「多角主義」と「双務主義」の限界を「双務主義」と「多角主義」の利点により補うという「中間の道」の追求であったのである。英米金融協定批准論争において,「ブレトン・ウッズ」と「英米金融協定」を「一つのパッケージ」とみる見方が支持を得たのはこのためであった。しかし,この「第三のコース」に「多角主義」,「双務主義」のいずれのアプローチもそれ自身では正当性を与えることはできなかったのである。

過渡期の「国際協力」が「多角主義」と「双務主義」の「混合」からなる「第三のコース」に正当性を与えるものとして具体化される必要に迫られたのである。要するに,過渡期の「国際協力」の最大の課題は,いかにして「双務主義」の拡大・固定化を防ぐと同時に,「多角主義」の道を漸次推進していくかを提示することにあった,といえよう。

では,「国際協力」は過渡期にいかなる形態を与えられたのであろうか。何よりもまず米国が「多角主義」の体制の確立を追求したのに,他方西欧諸国が「双務主義」の拡大を図ったという対立的矛盾を,アメリカは「孤立主義」ではなく,「国際協力」の方向で克服しなければならなかったことは,これまでの論述からも明らかであろう。そして,この事態が過渡期の「国際協力」のあり方を規定したのであった。すなわち,「国際協力」はブレトン・ウッズの「多角主義」の枠組みを組織化するとともに,この枠組みを支え,かつ実際上の原動力を与えるべく「双務主義」を英米金融協定の締結という形で追求するというように,いわば「二重の形」をとらざるをえなかったのである。

とはいえ,ブレトン・ウッズから独立した「双務主義」の申し出により世界各国の「双務主義」の動きを除去するという方式は,「双務主義」に内在する本来的限界をもっているために,「国際協力」に次のような矛盾を胚胎させることになった。すなわち,英米の「特別の関係」は「共通の利害」を発生させ,利害の対立を和解させるために,外部の「第三者」に矛盾

を押し出して「共通の利害」を守るという「協調」の形をとり，もって両国の対立を止揚して「多角主義」の枠組みを組織化するしか維持できないので，「国際協力」は常に不安定であるという限界がこれである。英米関係が「敵対と協調の奇妙な結合」から成る特別の「国際協力」と特徴づけられるのは，まさにこの点にかかわっているといえよう。また，これとの関連で注意すべきは，「国際協力」が「多角主義」と「双務主義」の「混合」から構成されている以上，世界情勢の変化に応じて，その時々に「多角主義アプローチ」と「双務主義アプローチ」のいずれかが強調され追求される傾向が強いという点である[163]。したがって，戦後「ブレトン・ウッズ体制」を構成する「多角主義」と「双務主義」の一方だけを取り上げて，「戦後再編原理の実践方式」とするのは一面的たるを免れないであろう。戦後過渡期の「国際協力」は各国，とりわけ英米の対立関係を「基金」と「銀行」を媒介とした「国際協調」関係に編成・調整し直すことによって実存形態を得たといえよう。

では，「対立」と「協調」を内に含む「国際協力」に正当性を与え，かつこれを維持するにはいかなる合理的基準が必要とされたのであろうか。資本主義的国際経済関係を律する合理的基準が世界市場のメカニズムそれ自身に無いとすれば，それは勢い当事国間の「共通の利害」，「目的」，「協調の意志」，「相互信頼」というようにイデオロギー的色彩の強い各国の「共通分母」にもとづいて総括されざるをえなくなるのは不可避であろう。ブレトン・ウッズ協定の批准から英米金融協定批准に至る「公分母」が「反ケインズ」，「反双務主義」，「反計画主義」にあったことは，金融協定批准の正当性が「反ケインズ」，「反社会主義」，「反共産主義」であった事実に照らして興味深い。英米金融協定成立の論理と過渡期の「国際協力」についての立ち入った検討は，次の課題としたい。

163) これは，1988年1月2日に署名された米・加自由貿易協定にみられる最近の動きは「多角主義」から「ミニラテラリズム」(Minilateralism) と呼ばれる「双務主義」の方向に向かってきているというギルピンの議論 (Robert Gilpin, *The Political Economy of International Relation*, New Jersey, 1987, p. 372) があることからも首肯されよう。また，この点とも関係しているが，合衆国の覇権衰退期においては，貿易自由化協定がより自己充足的になるために，少数グループ間の「完全に多角的とは言えないアプローチ」にもとづくミニラテラルな互恵協定が最もうまく実施されうるという点から，1980年代の「国際協力」は「ミニラテラリズム」であると把えようとする意見もある。例えば，Beth V. Yarbrogh and Robert M. Yarbough, "Cooperation in Liberalization of international trade : after hegemony, what?", *International Organization*, Vol. 41, No. 1, Winter 1987, pp. 23-26 を参照されたい。しかし，1国の貿易政策は「双務主義」と「多角主義」の「複雑な混合物」から構成されていて，「単純な二分法」を呈するものではないではないことは，明らかであろう。なぜならば，1国の貿易政策がいかなる性格をもつかは，「双務主義」と「多角主義」がいかなるバランスのもとで実施されるかに依存しているからである。それゆえ，こんにちの「国際協力」が世界各国の経済ばかりでなく，国際通貨貿易制度にも大きなインパクトを与えている1980年代の国際経済関係における「双務主義」と「多角主義」の「混合」の仕方と程度に規定されていることは，いうまでもあるまい。この点，William Diebold, jr., "The New Bilateralism?", in William Diebold, jr., (ed.), *Bilateralism, Multilateralism and Canada in U. S. Trade Policy*, Massachusetts, 1988, pp. 128-188 の議論が参考になる。